

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本使は、二千四年九月十七日にメキシコ市で署名された経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）第六十五条の規定により設置された合同委員会の決定第十号に言及する光栄を有します。

本使は、更に、前記の合同委員会によりその決定第十号において採択された修正並びに協定第三十七条3(c)及び6並びに第六十五条2(e)(i)の規定に従い、この書簡の別添の規定がそれぞれ協定附属書四第二節中の対応する規定に代わることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記の提案がメキシコ合衆国政府により受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の貴官の返簡が日本国とメキシコ合衆国との間の合意を構成するものとし、その合意が二十一年九月二十二日にメキシコ市で署名された経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合

には、英文によるものとします。

本官は、更に、メキシコ合衆国政府が前記の提案を受諾することを閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がメキシコ合衆国と日本国との間の合意を構成するものとし、その合意が二千十一年九月二十二日にメキシコ市で署名された経済上の連携の強化に関するメキシコ合衆国と日本国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

この返簡は、ひとしく正文であるスペイン語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英文によるものとします。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年三月二日にメキシコ市で

メキシコ合衆国

外務省法律顧問
アルトウーロ・A・ダヘル・ゴメス

メキシコ合衆国駐在

日本国特命全権大使 目賀田周一郎閣下

別添

<p>一七・〇一 一七〇二・一一一―一七〇二・五〇 一七〇二・六〇</p>	<p>第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第一七〇二・一一号から第一七〇二・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第一七〇二・六〇号のりゆうぜつらん（アガヴェ・テキイラナ及びアガヴェ・サルミアナ）の液汁、エキス又は濃縮物から得た果糖水への他の類の材料からの変更（第六類、第七類、第一一類、第一二類又は第一三類の材料からの変更を除く。）又は、第一七〇二・六〇号の産品（りゆうぜつらん（アガヴェ・テキイラナ及びアガヴェ・サルミアナ）の液汁、エキス又は濃縮物から得た果糖水を除く。）への他の類の材料からの変更 第一七〇二・九〇 第一七〇三―一七・〇四</p>
<p>二九一五・三九 二九一五・四〇</p>	<p>第二九一五・三九号の産品への他の号の材料からの変更 第二九一五・四〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二九一五・二一号の材</p>

二九一八・二三
二九一八・二三

料からの変更を除く。)又は、

第二九五・四〇号の産品への第二九五・二一号の材料からの変更(この変更に加えて、他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九一八・二二号の産品への他の号の材料からの変更(第二九一八・二一号の材料からの変更を除く。)又は、

第二九一八・二二号の産品への第二九一八・二一号の材料からの変更(この変更に加えて、他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九一八・二三号の産品への他の号の材料からの変更

四〇〇九・一一一四〇〇九・一二
四〇〇九・二一一四〇〇九・四二
四〇〇・一〇一四〇〇・一七

第四〇〇九・一一号から第四〇〇九・一二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更(第四〇〇・一〇項から第四〇〇・一七項までの材料からの変更を除く。)

第四〇〇九・二二号から第四〇〇九・四二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更(第四〇〇・一〇項から第四〇〇・一七項までの材料からの変更を除く。)又は、

域内原産割合が四十パーセント以上であること(第四〇〇九・二二号から第四〇〇九・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第四〇〇・一〇項から第四〇〇・一七項までの各号の産品への第四〇〇・一〇項から第四

○・一七項まで以外の項の材料からの変更（第四〇・〇九項の材料からの変更を除く。）

七〇・〇三―七〇・〇八
第七〇・〇三項から第七〇・〇八項までの各々の産品への第七〇・〇三項から第七〇・〇八項まで以外の項の材料からの変更（第七〇・〇九項の材料からの変更を除く。）
七〇〇九・一〇
第七〇〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第七〇・〇三項から第七〇・〇八項までの材料からの変更を除く。）又は、
域内原産割合が四十パーセント以上であること（第七〇〇九・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
七〇〇九・九一―七〇〇九・九二
第七〇〇九・九一―七〇〇九・九二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第七〇・〇三項から第七〇・〇八項までの材料からの変更を除く。）

七二・〇一―七二・一七
第七二・〇一―七二・一七項までの各々の産品への他の類の材料からの変更
七二・一八―七二・二三
第七二・一八―七二・二三項までの各々の産品への第七二〇二・四一―七二・四二
第七二〇二・四九号まで、第七二〇二・六〇号又は他の類の材料からの変更
七二・二四―七二・二九
第七二・二四―七二・二九項までの各々の産品への他の類の材料からの変更

八四一五・九〇

八四二二・一九一八四二二・二三

八四二二・二九

八四二二・三一―八四二二・三九

第八四一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、域内原産割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四二二・一九号から第八四二二・二三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四二二・一九号から第八四二二・二三号までの各号の産品への第八四二二・九号から第八四二二・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四二二・二九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四二二・三一号から第八四二二・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四二二・三一号から第八四二二・三九号までの各号の産品への第八四二二・九号から第八四二二・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八五二・九〇

第八五二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
域内原産割合が四十パーセント以上であること（第八五二・九〇号の産品への関
税分類の変更を必要としない。）。

八七〇八・四〇一八七〇八・八〇

第八七〇八・四〇号から第八七〇八・八〇号までの各号の産品への他の項の材料か
らの変更又は、

第八七〇八・四〇号から第八七〇八・八〇号までの各号の産品への第八七〇八・九
九号の材料からの変更（この変更に加えて、他の項の材料からの変更が行われるか否
かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。

八七〇八・九一

第八七〇八・九一号の産品への他の項の材料からの変更又は、
域内原産割合が四十パーセント以上であること（第八七〇八・九一号の産品への関
税分類の変更を必要としない。）。

九〇三二・九〇

第九〇三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
域内原産割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・九〇号の産品への関
税分類の変更を必要としない。）。